

令和5年度サイクリングを活用した地域振興×健康増進キャンペーン業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和5年度サイクリングを活用した地域振興×健康増進キャンペーン業務委託」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 委託業務名

令和5年度サイクリングを活用した地域振興×健康増進キャンペーン業務委託

2 業務目的

本業務は、“密を避けるアクティビティ”として注目を集める「サイクリング」の特性を活かし、スマートフォンアプリを活用したサイクリングキャンペーンを実施することで誘客を図り、飲食店をはじめとする地域の事業者を支援するとともに、地域資源の再発見、市民の運動意欲の醸成・健康増進の促進を図る。

3 業務内容

誰でも気軽に参加できる、自転車利用の回遊性イベントを企画すること。市内の飲食店や令和5年度に発表される「新ぬまづの宝 100 選」などをスポットに設定し、それらを自転車で回遊しポイントを集める回遊性イベントとすること。

また、自転車愛好家のみならず、市民やファミリーでも参加しやすい企画提案とすること。

実施については、以下の要素を取り入れること。

- ① イベントは、参加者が数多くのスポットを回遊し、ポイントを獲得したくなる企画内容とする。令和5年度に本市は市制100周年を迎えることから、市制100周年記念イベントとして実施できるよう工夫すること。そのことを踏まえ、イベント名は沼津がPRできるキャッチーなものとする。
- ② イベントは、飲食店や「新ぬまづの宝 100 選」のスポットを巡る期間設定型の回遊性イベントとし、設定スポットは市と協議の上決定すること。設定スポット数は自由とするが、「2業務目的」を充分満たすものとする。
- ③ スポット設定のための調整は、受託者が行うものとする。
- ④ 実施期間は、市制記念日の月である7月から開始し、6か月程度を想定しているが、詳細は市と協議の上決定するものとする。
- ⑤ 参加者が自転車で参加していることを確実に把握できるようにすること。
- ⑥ 自転車になじみの薄い市民でも参加したくなる工夫、広報を行うこと。
- ⑦ 参加者が健康増進効果を意識できる仕組みを検討すること。
- ⑧ 飲食店を巡るポイントは、設定スポットを「訪れる」以外にも、経済効果を考慮し「消費する」「交流する」などにより加点される仕組みを検討すること。
- ⑨ 「新ぬまづの宝 100 選」のポイントは、市内の魅力再発見や愛着の再形成につながる

る仕組みを検討すること。

- ⑩ 期間中に獲得したポイント数により順位付けを行い、賞品を贈呈する企画とし、商品については参加者の参加意欲が高まるものを検討すること。賞品は市内の地場産品を中心に選定すること。また、景品表示法に違反することがないように留意すること。なお、商品の調達に係る経費は契約金額に含むものとする。
- ⑪ ポイントを獲得して順位を争うのみならず、参加者が SNS 等による情報発信をしたくなるような工夫、域内消費の活性化につながる工夫を行うこと。
- ⑫ 使用するスマートフォンアプリは専用アプリである必要はないが、いずれかの場面でスマートフォンアプリを活用した提案とすること。
- ⑬ イベントは、チラシやホームページ、SNS 等を活用し、幅広く周知すること。サイクリストへの周知のみならず、市民向けの周知も行い、利用促進すること。
- ⑭ イベント期間中の安全やマナー啓発にも留意すること。
- ⑮ イベント参加者の属性や行動分析を実施し、報告書に取りまとめ、データとともに提出すること。また、事業の継続やさらなる展開に向け、イベントの課題等も報告すること。
- ⑯ 上記の報告について、9月末を目途に中間報告を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

5 成果品の納入

本業務における成果品は、委託業務完了届出書とともに、本仕様書に記載した業務の履行が分かる資料、「3 業務内容」⑮に記載のとおり参加者数や参加者属性、設定ポイントへの立ち寄り実績が分かる資料、アンケート等集計・分析結果、写真等を添付すること。

6 著作権の譲渡等

本業務の成果品は、「沼津市業務委託契約約款」第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り行うものとする。

7 再委託の制限等

- ・ 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 その他

- ・ 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- ・ 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ・ 「新ぬまづの宝 100 選」については、契約締結後、市から受託者に提示する。なお、

新たに決定した「新ぬまづの宝 100 選」の情報については、一般公開まで外部に情報が漏れないよう、注意すること。

- 受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。